

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 1 第 7 号	受理年月日	令和元年 5 月 3 1 日
陳 情 者			
件 名	区議会議員の顔写真に関する陳情書		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>地方議員選挙が終わり、候補者の皆様には大変お疲れさまでした。又、ご当選おめでとうございます。</p> <p>さて、私も議員の在り方、姿勢等には関心があり、選挙ポスターも同様に「公約」には一層の注目があります。しかし顔写真を拝見しますと“あれっ、この方以前お会いした時とかなり違う！”と感ずる場合が多くありました。</p> <p>選挙ポスターの基準は公職選挙法には特にありませんが、顔写真はマイナンバーカード、運転免許証或いはパスポート等とは違った形で区民に認識させる重要な証拠です。</p> <p>では、期限がなければ撮影からかなり年月を経た写真でも良いのか疑問があります。</p> <p>区議会のホームページや区議会だより、政治活動用のポスターやチラシ等の顔写真についても同様のことが言えます。</p> <p>議員の立場で重要な精神論は“うそを言わず、モラルを持つ”と区民は当たり前前に思っています。</p> <p>この観点から議員の皆様の正しい良識を信じ、顔写真の撮影時期を設定するのが妥当と考えます。</p> <p>最後に平成 2 1 年の国会の質疑で同様の質問があり答弁書の最後に「候補者本人の写真の撮影期日に制限を設けるなどの規制を行うことについては、選挙運動の在り方にかかわる問題であり、各党各会派において十分議論していただきたく必要があるものと考えている」を参考に政治家としての“善悪を判断する姿勢”をお示しく下さい。</p> <p>【陳情事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区議会議員が作成するポスター等の顔写真の撮影期日を設定してください。 2 撮影期日については良識を持って、目黒区議会の方々に決定してください。 			